

# 淀川水系流域委員会 第14回委員会

## 議事録 (確定版)

この議事録は発言者全員に確認の手続きを行った上で確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております（詳しくは最終頁をご覧ください）。

川那部委員（委員会・琵琶湖部会長）

塚本委員（委員会・淀川部会）

日時：平成14年9月12日（木）13：30～17：00

場所：ぱ・る・るプラザ京都 6階会議室C

庶務（三菱総合研究所 新田）

大変長らくお待たせいたしました。定足数に達しましたので、只今より淀川水系流域委員会第 14 回委員会を開催いたします。

司会進行は、庶務を担当いたします三菱総合研究所の新田が担当させていただきます。よろしくお願いいたします。

審議に入る前に、幾つかの確認とお願いをさせていただきます。まず、お手元の資料の確認ですが、「発言にあたってのお願い」、座席表、「議事次第」です。

資料 1 - 1、1 - 2、1 - 3 が各部会及びワーキングの開催状況等の資料です。資料 1 - 1「委員会ワーキング（WG）について」はワーキングのメンバー等をご紹介した資料です。資料 1 - 1 補足ということで、訂正の表をあわせておつけしております。ご確認頂きたいと思います。それから、資料 1 - 2「委員会および各部会、WG の状況（中間とりまとめ以降）」は、各部会或いはワーキングの活動状況についてとりまとめております。資料 1 - 3「委員会 WG 結果概要」は、それぞれの WG の議論の内容等をとりまとめたものです。

資料 2 が、本日 2 つ目の議題となっている最終提言のとりまとめについての資料です。資料 2 - 1「最終提言のとりまとめ方針（案）」、どのような形でとりまとめるかについての案です。資料 2 - 2「最終提言目次案」は、委員会の中間とりまとめ等をベースといたしまして、最終提言の目次或いは構成をどうするかといったようなことをまとめております。資料 2 - 3「最終提言素案」が、主要論点、治水、利水、環境等の主な論点について、中間とりまとめの内容でありますとか、中間とりまとめに対して寄せられた意見等をまとめております。A3 横の大きな資料です。

それから資料 3 が、主要な論点についての参考資料です。まず資料 3 - 1 - 1「琵琶湖・淀川水系の水質保全について」ということで、本日おいで頂いております、琵琶湖・淀川水質保全機構様の方からのご提供資料です。それから資料 3 - 1 - 2「宗宮委員からの水質に関するご意見」、本日ご欠席の宗宮委員からのご意見です。資料 3 - 2「前回委員会（7 / 30 開催）以降の部会に河川管理者より提出された治水関係資料」。各部会で治水に関する意見交換等が行われておりますので、それに提出された資料です。資料 3 - 3「水位管理 WG の中間報告について」、こちらは水位管理のワーキングが様々なご議論を重ねられた結果を中間報告として、本日資料として提出されております。また、資料 3 - 4「水需要管理 WG とりまとめ骨子（案）」です。こちらも同様に、水需要管理のとりまとめをまとめた資料です。

それから資料 4 が、今後の会議の日程ということで、9 月から 12 月にかけての委員会、部会、運営会議の日程を示した表です。

資料 5 - 1、5 - 2 が情報共有のための資料でして、資料 5 - 1「丹生ダム工事における濁水対策」、資料 5 - 2「社会資本整備審議会河川分科会に関する意見募集「中間とりまとめ」について」ということです。そして、資料 5 - 2 補足です。

それから参考資料 1 - 1「委員および一般からのご意見」、参考資料 1 - 2「一般からの中間とりまとめへのご意見（最終版）」、それから参考資料 1 - 2 補足で訂正の表をつけさせて頂いております。

この他資料3-1-1として、委員の皆様のお手元には「BYQ水環境レポート」、それから「あしたへの水先案内」というパンフレットとレポートを委員の皆様のお手元にお配りしております。一般の方々には、部数の関係で受付にて閲覧用のレポートを置いてありますので、あわせてご覧頂ければと思います。また、委員の皆様のお手元には、前回委員会で改正されました規約のコピーを置いてあります。それから、本日、カラーコピーが含まれておりますが、一般の方々につきましてはモノクロのコピーを配布させて頂いております。カラーをご覧になりたい場合には、受付で閲覧用をご覧頂ければと思います。

委員の皆様のお手元の分厚い資料、お二方に1部ずつ資料をおつけしております。これは過去の現状説明資料ですとか、水需要管理、水位管理のワーキングで提供された資料をとりまとめたものです。審議の参考としてご覧頂ければと思います。

次に、前回の委員会から今回の委員会までに一般の方々から流域委員会に寄せられたご意見について、簡単にご報告したいと思います。参考資料1-1をご覧頂きたいと思いますが、参考資料1-1につきましては、委員会の審議内容全般、或いは運営等につきまして、一般の方々から寄せられた意見です。時間の関係で1つ1つの詳しい内容はご説明できませんが、前回の委員会から本日の委員会までに合計で15件の意見が寄せられております。

主な意見としましては、高水敷のゴルフ場利用について、利用促進をして欲しいとか、それに対しては反対だというようなご意見、或いは一般から寄せられた意見についてもう少し検討を加えて欲しいというような意見とかが寄せられております。詳細は、参考資料1-1をご覧頂きたいと思います。

また、参考資料1-2ですが、「一般からの中間とりまとめへのご意見(最終版)」というふうに書いてありますが、これにつきましては、中間とりまとめについて、流域住民とか、NPO、自治体等から、2002年9月9日までに寄せられた意見を取りまとめたものです。

それで、最終版というふうに書いてありますが、9日以降も何件か自治体等から意見が寄せられておりますので、寄せられた意見については、特に中間とりまとめのご提言とかご批判等はあわせて追加する予定です。

1ページめくって頂きたいのですが、本日までに意見の件数といたしましては合わせて140件寄せられております。その表に、委員会、琵琶湖部会、淀川、猪名川、全般と書いてありますが、丸がつけられたところが、それぞれのご意見で提案をされた内容です。かなり膨大な量になっておりますが、この中で主な意見につきましては、本日の資料の2-3の方に、一般からの中間とりまとめに対する意見ということで、主なものは集約させて頂いております。

それからお知らせですが、発言にあたってのお願いということで、本日、後ほど一般傍聴の方々にも発言の機会を設けさせて頂く予定となっております。「発言にあたってのお願い」をよくご覧頂きながら、簡潔に発言の方をお願いしたいと思います。また、委員の方々、河川管理者の方々につきましても、発言の際には必ずマイクを通して発言頂くよう、よろしくお願いいたしたいと思います。

本日の予定としましては、16時30分に終了を予定しております。

では、審議に移りたいと思います。芦田委員長、よろしくお願いいたします。

芦田委員長(委員会)

只今から、流域委員会を開催いたします。本日は、多数ご出席頂きまして、どうもありがとうございます。只今ご説明しましたように、多数の資料が出ているわけですが、特に、一般、或いは自治体、その他から中間とりまとめについて多数の意見を出して頂いて感謝しております。これらは最終提言のとりまとめに向けて、できるだけ反映していきたいと思っています。今庶務の方から説明しましたように、中間とりまとめの各項目について、一般からの意見ということで、討議したうえで入れていきたいと思っています。

それから、議事次第に示していますように、本日は最終提言に向けて、主要論点について意見交換をするということです。現在まで、各部会、ワーキングをつくってありまして、非常に活発に議論して頂いております。それらの成果を最終提言に向けて取り入れていくわけですが、どのように取り入れていくかというようなことについて、議論したいと思っています。

主要論点のうち、水質につきましては十分議論が進んでいないということで、本日、特に、琵琶湖・淀川水質保全機構の事務局長に来て頂きましてご説明頂くということです。どうもありがとうございます。琵琶湖・淀川水質保全機構は、琵琶湖、淀川の水質保全についての論点、問題点、それから改善の方向について、十分今まで非常に活発に検討しておられまして、それらの成果に基づきまして、この最終提言にとり入れていきたいと思っています。15分くらいお話し頂いて、それについて議論したいと思っています。よろしくをお願いします。

それでは、この議事次第に従いまして進めたいと思いますが、まず部会及び委員会ワーキングからの状況報告について、庶務の方から資料で説明をお願いします。

庶務(三菱総合研究所 新田)

[省略: 資料1-1、資料1-1 補足について説明]

芦田委員長(委員会)

ありがとうございました。水位管理ワーキングと水需要管理ワーキングにつきましては、メンバーをご確認頂いているわけですが、ダムワーキング、一般意見聴取ワーキングのメンバーについて、委員会としてご確認頂きたいと思います。既にダムワーキングを、それから一般意見聴取ワーキングも1回開催して頂いております。

それから、水需要ワーキングの小尻委員に専門委員として入って頂いているわけですが、これについては近畿地方整備局の方から委嘱状をお願いしたいと思います。

それでは続きまして、次の資料についてご説明して下さい。

庶務(三菱総合研究所 新田)

[省略: 資料1-2 について説明]

芦田委員長(委員会)

どうもありがとうございました。部会報告につきまして、部会長から補足されること  
がありますか。

もしないようでしたら、結構です。

それから、先ほど申し忘れたのですが、水質ワーキングを設置するということですが、  
宗宮委員がリーダーを引き受けてくれるということで、水質ワーキングのメンバーも宗宮  
委員と相談しながら、また各部会の方とも相談しながら決めておりますので、その面、お  
任せ頂きたいと思いますが、よろしいでしょうか。

時間があまりなく、作業部会をそう頻繁に開くわけにいかないということで、メールの  
やりとりを中心にしてやりたいということもおっしゃっているようですし、宗宮委員に期  
待するところです。

それでは、次に進んでよろしいでしょうか。

次の議題として、最終提言に関する意見交換です。これは資料の2-1から2-3ですが、  
資料の説明を庶務の方からお願いします。

庶務(三菱総合研究所 柴崎)

[省略:資料2-1、資料2-2 資料2-3について説明]

芦田委員長(委員会)

只今説明しましたのは、前回の運営会議の結果でして、非常にタイトなスケジュールで  
すが、こういう格好で最終提言に向けて一本化していこうということです。最終提言の作  
業部会には、運営会議のメンバーだけでなく、ワーキングのリーダーに入って頂いて、  
さらに進めてやっていこうということです。

その過程におきまして、中間とりまとめに対するご意見について、先ほど言いましたよ  
うに全部ではありませんが、資料2-3に主なところを書いております。そういうご意見  
をどのように最終提言に入れていくかはこれから作業部会でも検討をするということで、  
できるだけ多くの人の意見を反映しようという心構えでやっているわけです。それでは最終  
提言のとりまとめ方針につきまして、これから意見交換したいと思いますが、ご意見をよ  
ろしくお願いします。

作業部会の方やワーキングのリーダーの方にも非常に申し訳ないのですが、どうしても  
9月中くらいにはある程度方針を出して頂いて、10月10日の最終提言作業部会で、皆さま  
のご意見が入るようにして頂くということで、非常に大変だと思っておりますが、お願いしたい  
と思っております。

寺川委員(委員会・琵琶湖部会)

資料2-1「最終提言の位置付け」についてですが、「個別事業の是非については言及し  
ない(個別事業についての議論は河川整備計画原案に関する検討として行う)」となってい  
るのですが、この辺についてもう少しご説明して頂けますでしょうか。

芦田委員長(委員会)

例えば、ダム計画の是非について、結論的な意見を最終提言には出さずに、一般的な考え方、方針、或いはその利害得失、方向性等を出して、それに基づいて河川管理者の方で原案をつくってきます。原案が出た段階で、原案に対して良いか悪いかということを議論します。その段階で個別に事業について議論をしたいと思っているわけです。もちろん、これはダムについてだけではありません。

寺川委員(委員会・琵琶湖部会)

そうしますと、日程的には、河川整備計画原案が出てくるのが12月くらいなのでしょうか。

芦田委員長(委員会)

12月となっていますが、できるだけ早く出してもらいたいと思っています。

寺川委員(委員会・琵琶湖部会)

河川整備計画原案が12月に出て、原案に対する意見書を2月に出すということになりますので、原案が出てきた後、十分に検討をする余裕があるのかという辺りについては、いかがでしょうか。

芦田委員長(委員会)

そうですね。難しいかもしれません。集中的に議論してどこまでできるか。スケジュールは少し延びるかもわかりません。今の段階では、やってみないとわからないところがありますから、このスケジュールで行こうと覚悟しているということです。中途半端な格好では終わりたくないですから。

寺川委員(委員会・琵琶湖部会)

わかりました。

倉田委員(委員会・琵琶湖部会)

資料2-2に示されている最終提言目次案というのは、まだまだ手直しが可能なわけですね。

芦田委員長(委員会)

はい、そうです。

倉田委員(委員会・琵琶湖部会)

これを拝見してまして、気になる点が3点ほどあります。

「3 流域整備の変革の理念」という中で、真ん中から少し下に「総合的な判断」とあります。よく使われる表現なのですが、中身がよくわからないわけです。水産業を専門にしている立場からいいますと、水産基本法が2001年6月に新たに制定されて、水産業というものが従来の産業から幅広く広げられたわけです。それで環境保全まで取り組むということが、はっきりと基本法でうたわれているのです。そういう意味でいいますと、我田引水になるかもしれませんが、水産業の環境保全を助長するような、そういう川づくりの変革というような表現にして欲しいのですが、そうはいかないかも知れません。だとすると、「環境周辺生活」、或いは「産業への影響に」というような表現にしないといけません。「総合的な判断」というのは漠然としていて、どうもわかりにくいと思います。

2つめは、4-1の下に「変化に富んだ自然豊かな水系」と書いてあります。これもどういう意味なのかなと思います。私はむしろこの項目には、昆虫や魚がすめるような川という意味で、「生命をはぐくみ得る川」というような書き方がわかりやすいと思います。

それから4-2のところでも「社会的な視点を含めた検討」というのがありますが、経済的な視点はどこにもないですね。ですからこれも少し工夫して頂きたいと思います。「環境保全に関わる産業的視点に立つ検討」とか、或いは、「社会的、経済的側面を含む」というような表現にして頂かないと、流れとして社会とか文化というのはあるのですが、経済とか産業というのは、全体にちょっと表現が弱いのです。その辺をよろしくお願いしたいと思います。

これまでの議論の中でも、農業の関わりというのはやはり農林水産省の人が入ってこないといけないという話が出たわけです。それから環境の問題に関しては、やはり環境に関する省庁の方の意見も聞かないといけないのではないかという話が出ていたと思います。そういう点で、国土交通省の姿勢だけではなくて、農林水産の姿勢、環境関係の行政の姿勢というものも十分斟酌した形に持っていけないと、長い目で見た基本方針みたいなものは出しにくいのではないかということが気になってしょうがないのです。その辺も含めてよろしくお願いします。

芦田委員長（委員会）

今のご意見は作業部会で十分検討したいと思います。

最終提言とりまとめのやり方について、その他にご意見はありませんでしょうか。

尾藤委員（委員会）

先ほど寺川委員がおっしゃったことにも関連するのですが、この提言と意見書の違いといますか、例えば、考え方としてはわかりますし、まだ内容が決まってない段階です。どうなるかということは、その時になってみないとわからないということもあるのですが、意見書では随意に触れるわけですか。

芦田委員長（委員会）

提言というのは、河川整備計画をつくるにあたっての基本的な考え方や方針ということ

です。意見書は、河川整備計画原案が出てきた段階で、その原案について意見を言うということですが、河川整備計画原案を作成する方向性をまず示し、それに基づいて原案が出てくる。そして、その内容について意見を述べるということになると思います。

尾藤委員（委員会）

その時になってみないとわからない部分があると思いますが、最終提言の治水部分等で、例えばダムで見ますと、ダムによる洪水調節は原則として採用しない、やむを得ず採用する場合には自然環境について十分な配慮が必要という淀川部会の中間とりまとめがあります。もう少し詳しいやりとりが資料2-2の4ページに出ているのですが、仮にこういう内容が最終提言の中に入るとします。そうすると具体的な河川整備計画原案が出てきた時に、ダムについて何らかの形で書かれているとするならば、その意見書の中ではかなり、是非に触れざるを得ないことが起きます。そういうことはあり得るという理解でよいのでしょうか。

芦田委員長（委員会）

特にダムの問題につきましては、淀川部会でそのような議論をされたわけですが、今ワーキングをつくっておりまして、ダム貯水池計画について総合的な検討をしております。ワーキングの成果を最終提言の中に入れていくということになります。今出ていることがそのままいくかどうかについてはわかりません。

尾藤委員（委員会）

わかりました。

寺田委員（委員会・淀川部会）

今のことにも関係するのですが、これから検討スケジュールとの関係で、やはり部会の方でもきちんと確認していく必要があると思います。今日の審議事項の2(4)にも今後の進め方というのがありますから、そこでも議論されるかと思えます。

現在の検討はワーキングを中心とした作業に移ってきています。そうしますと、例えば部会でも、ワーキングに出ている部会の委員とワーキングに入っていない委員とでは情報量も学習のレベルも差が出てきています。しかも、ワーキングは縦割りで作っています。全てのワーキングにだれかが出ているわけでもありません。自分が所属しているワーキングのテーマについてはだんだんと深まっていますが、他のワーキングは、だれかにお任せという面があります。ワーキングの成果を、委員会や部会に報告等して頂いて全員共通のものにするということをやっているのですが、これにも限度があるのです。

この作業部会というものを中心として、今後最終的な提言のとりまとめをやっていくという方向はやむを得ないものだと思いますし、そうせざるを得ないと思います。ただ、最終提言のとりまとめは、中間とりまとめの時のように各部会の提言を委員会全体の提言に付加するという形をとらずに、一本化するということになっています。そうしますと、先



ほだのご意見にあったように、中間とりまとめでも、各部会で言っている部分と委員会で言っていることが必ずしも整合性がとれていない部分があります。今後一本化していく過程で、やはり部会でかなり十分な議論をして、それをワーキングなり、もしくは作業部会の方に反映できないといけないのではないかと思います。そこは、各部会でよく自覚をしてやっていかないといけないと私も思っているのです。

ですから、特にこのスケジュールの関係でいいますと、10月24日に作業部会が最終提言案を検討するという手順があって、9月から10月24日までの間に作業部会がいろいろ作業をされるということです。その上で、11月13日もしくは16日に予定されています拡大委員会をへて、最終提言素案がある程度確定していったら、12月5日に決まってしまうというスケジュールですね。そうしますと、この10月24日に作業部会がほぼ終わるまでの過程で、部会でもかなり十分に議論しておかないといけないと思います。各部会で、検討のための意見を言えるだけのスケジュールをここに組み込まなくてはいけないのではないかと思います。

それから拡大委員会ですが、物すごく人数が多くなりますから、そこで議論できる範囲というのはやはり限度があります。これを補充する意味で、拡大委員会までの間にも、部会でかなり議論しておかないといけません。拡大委員会でこの点は皆さまで議論してもらおうというところをかなり十分に議論した上で臨まないと、拡大委員会をやる意味がないと思います。たくさん人間が集まったというだけのことになってしまいます。ですから、その辺について皆さまが確認し合わなくてはいけないと思います。

特にワーキングという形で検討を深めているということが、少しでも全員の共通のものになるような工夫をしていかないといけないと思います。今日のように、資料で検討状況が報告されることになってきますと、物すごく膨大になってくるわけです。読むだけでも大変です。

その辺の覚悟をしないといけないと思い、確認の意味で申し上げました。

芦田委員長（委員会）

どうもありがとうございました。

まさにその通りで、ワーキングが縦とすれば部会は横というような縦横の関係ということで、両輪でまとめていかないといけないと思います。各部会で十分検討して頂いて、個別事業についても、ワーキングでは一般的な方向性を出すのが、部会ではかなり個別的な議論をして頂くということになるのではないかと思います。

そういうことで最終提言を充実させていくということになりますと、ワーキングはかなりの回数を開催するわけですが、部会の方はそう頻繁に開くわけにいかないと思います。しかし、がんばって頂いて、できるだけ最終提言に、この意見を必ず入れるというような議論をして頂くとありがたいと思います。よろしくお願いします。

米山委員（委員会・猪名川部会）

実は私は大学の都合で、9月28日の最終提言の作業部会に出席できないのです。それも

含めてちょっと感想を申し上げます。

やはり個別の具体的な名前が挙がるような事業や問題は、それぞれの部会で詰めておく必要があると思います。個別の事業は最終提言の中には抽象的な形で出てきますが、河川整備計画原案に対して回答をする時には、はっきりイエスかノーかという選択をする必要に迫られるわけです。そのためには議論を詰めておかないと、まずいのではないかという気がいたします。

特に、猪名川部会の場合は実際に建設中のダムがあるわけです。ダムワーキングから部会へのフィードバックができるようお願いしております。それでも、やはりそれぞれの部会で精密な検討を、猪名川部会なら猪名川部会で検討するということが必要です。これは具体的な名前を挙げての検討といいたいまいしょうか、個別の問題ということになると思います。最終提言はもちろん抽象的というか、名前を伏せた形で出して頂くのは、それはもちろんそれで結構だと思います。

芦田委員長（委員会）

そういう点で、先ほど寺川委員がおっしゃいましたが、時間的にも、河川整備計画原案が出てから議論するのではなくて、その前にも部会としても議論を進めて頂くということが必要になってくると思います。最終提言には間に合わなくても、具体的な格好で入れなくても、議論は進めて頂くということが必要ではないかなと思います。

川那部委員長代理（委員会・琵琶湖部会）

皆さまはわかっていると思いますが、最終提言という言葉は、この流域委員会が最終的に物を言うということではなく、中間とりまとめの内容を最終的に調整して、きちとしたものをつくって、それを土台にしながら河川整備計画原案を国土交通省がつくられるというものなのです。ですから、最終提言という言葉については、しっかり確認しておかなければならないだろうと思います。

ワーキングの内容が、実際に最終提言に盛り込まれるかどうかというのは別の話なのではないかという気が私にはします。つまり、中間とりまとめの中で、各部会ごとに少しずつニュアンスの違う問題をどのように提案し、或いは進めていくかということに関するワーキングの大変なお仕事は、当然この最終提言の中に入ってこなければなりません。しかし、ワーキングはそれだけではなく、国土交通省がつくられる河川整備計画原案について具体的に考えるための準備もやはりワーキングの内容であると思います。

また、ワーキングで検討されたもの全てが最終提言に入るかどうかは、作業部会、或いは合同の会議や委員会で議論する内容であって、そういう点で言えば、中間とりまとめにおいてあいまいだった問題をきっちりと詰めて頂くということが、最終提言の作業部会のやり方であると思います。ですから、ワーキングには2つの意味があるということなのではないかと私は思っております。

芦田委員長(委員会)

おっしゃる通りだと思います。

ワーキングはずっと続いていくものです。恐らく具体化というのは、最終提言の段階でもまだ必ずしも十分進まないのではないかなと思います。ですから、それをどんどん深めていかないといけないと思います。ワーキングは継続してずっとお願いしたいと思っていますのです。

川那部委員長代理(委員会・琵琶湖部会)

寺田委員が先ほどおっしゃったように、部会での議論が最終提言までにも非常に大事であると思っています。そういう点では琵琶湖部会は今のところ10月3日と11月9日に開こうという予定が出ているわけですが、10月3日までに作業部会でできるだけ議論をして頂くようにして欲しいと思います。それから11月9日は、最終提言の作業部会の結果がある程度までまとめ、しかも拡大委員会の直前ですから、最終提言の作業部会で十分議論をつくして欲しいと思います。それだけの問題を琵琶湖部会がやるわけでは決してありませんが、最終提言に関してもどうしてもやらないといけないと思います。内容によっては、部会としてではありませんが、個人として少数意見を出すといったような方が、或いは出てくるかも知れませんが、やはり部会でも議論をしたいと思っています。

芦田委員長(委員会)

いろいろな貴重な意見をどうもありがとうございました。それに基づきまして作業を進めていきたいと思っています。

それでは、次に主要論点に関する意見交換ということで、まず水質の課題について入りたいと思います。

水質につきましては、本日琵琶湖・淀川水質保全機構の穂波事務局長にお越し頂いております。

水質保全機構は非常に活発に琵琶湖淀川水系の水質保全について問題点や整備の方向性を議論しておられますので、流域委員会としても、その成果を大いに参考にさせて頂く、最終提言にはかなり入れさせて頂くように考えているのです。まず15分くらいお話し頂きたいと思っています。

どうもご苦労様です。よろしくお願いします。

琵琶湖・淀川水質保全機構(事務局長 穂波)

説明要旨：資料3-1-1 「琵琶湖・淀川水系水質保全について」

・淀川水系の水質保全問題を考えるあたり、以下の4つの基本認識が必要である。

- 1) 広域的かつ高度に水が循環利用されている水系である
- 2) 従来の対処療法的な水質保全対策の転換期にある
- 3) 水質問題はライフスタイルや人の意識と密接に関係する
- 4) 水質保全には流域管理の視点が求められる

- ・上記、基本認識をもとに、今後の水質保全対策に向けた取り組みの方向性としては、
  - 1) 対処療法から予防原則、基準達成型からリスク管理へと転換を図る
  - 2) 行政や住民など多様な主体が協働して取り組めるよう、分かりやすい共通の水質改善目標を設定したり、評価手法や情報の共有化を進めていく。また小さな水循環系の構築を考えていく。
  - 3) 一人一人が水を汚さない生活スタイルへの意識の改革に努めていくことが必要。等があげられる。
  
- ・以上を踏まえて以下の4点を提案したい。
  - 1) 環境の時代に則した安全、安心が実感できる水質管理の実現(新しい水質目標や指標の設定、モニタリングの強化、水質汚濁メカニズムの研究、水系全体を統合した水質モデルの開発、水質情報共有化のためのデータベースの整備など)
  - 2) 自然の水質浄化機能を引き出す河川整備の推進(生物多様性の立場に立つ、植生など自然浄化機能の定量化とモデルの研究、ウエットランドの形成などを活用して面源負荷を河川や湖沼の流入口で抑制する技術の開発など)
  - 3) 住民との協働のための基盤整備(愛着ある水辺づくり、環境学習の場を提供する河川整備など)
  - 4) 流域全体での取り組みにむけて河川管理者のリーダーシップを期待したい。

芦田委員長(委員会)

穂波事務局長、貴重なお話をありがとうございました。それでは、これから若干時間をとって水質の問題についての意見交換をお願いしたいと思います。

倉田委員(委員会・琵琶湖部会)

今のお話、真剣にお伺いしたのですが、実はこの数日来、8月末から数日前までの間、京都府下の、特に淀川水系に関わる川の漁業、川の様子を実際に見て歩いてきたのです。これは京都府の職員方と一緒に行きました。そこで感じていたこと、今のお話を伺っていて、これはどうなのかなという疑問を感じましたのでお伺いしたいのです。

実際に川の漁業をやっている人たちが困るのは、土木業に関わるのでしょうか、廃材処理場とか廃棄物処理作業場というものが山の真ん中ではなくて川のそばにつくられているのです。しかも、道路と川の僅かなすき間を巧みに使って、許可されてやられているのですね。汚物・汚水を川に流しやすいと考えてのこともかもしれません。その辺が最も困るのです。中には、老人ホームから大量に石けん液のような白い水を垂れ流している場所もありました。とにかく、川のそばに、素人が考えても問題になるような廃材だとか汚物処理場だとか、そういうものを認可する行政のあり方そのものが問題だと思います。

悪い水質ができたからそれを浄化しようというようなことよりも、そういう原因となるものを置くこと自体を防がないと環境の改善になりませんし、川を守るのには決定的な問

題だと私は思います。ですから、これは広い面で行政が協力しないと、川の問題、水質の問題というのは改善できないのだと痛切に感じましたし、漁業者の方はとにかく困るからと、そうした土木関係の人に直接訴えるしかないと言います。

ところが、訴えたところで、腕に入れ墨をしている人たちがいるから行政も嫌がって、怖がって駄目なのだ、何とかありませんかという話を聞いてきました。その辺のことに關して、今お話しを伺った委員がどのようにお考えになるか聞いてみたいと思いますので、よろしくをお願いします。

芦田委員長（委員会）

ご質問ですが、よろしいでしょうか。

琵琶湖・淀川水質保全機構（事務局長 穂波）

ご意見を頂きましてありがとうございます。私の方から少しお話し申し上げた現状と今までの歴史的な背景を受けて、河川管理者といいますが、我々も含めてですが、どう川づくり、或いはダム、湖沼も含めて、これからどうつくっていったらよいのかについて、水質を視点からお話しさせて頂きたいと思います。

倉田委員のお話では、川と道路との間に廃材があるから、まずこれを片づけないと川がすぐに汚れるということです。その通りですが、こういう問題はどちらかといえば、平たく言わせて頂ければ、モラルに関する話です。だれが対処するかというのは、もちろんそこに河川管理者、或いは行政管理者がいるわけですが、まさにそういった人と一緒になってきれいにしていくということになるのではないかと私は思います。

水質の方からいきますと、私はごみの方に非常に着目しております。堤防の上の特に兼用道路と言われております部分に、車が走っており、或いは信号があるところ等には非常にごみが多いのです。それが川に落ちます。アルミ缶、スチール缶といった物が落ちていくわけですが、少なくとも、そういうのも河川に溶け出て、一部ではそういうのも河川の水質面からいけば非常に悪影響を与えているということです。こういったところも、住民と一緒に何とかがそういったライフスタイルを変えていけるような努力をしたいと考えているところです。

芦田委員長（委員会）

どうもありがとうございました。今お話し頂いた琵琶湖・淀川水質保全機構の提案ですが、流域委員会の最終提言に向けて、ここで非常に参考にさせて頂くようになると思います。先ほども言いましたように、水質ワーキングをつくり、宗宮委員をリーダーとして進めて頂くわけです。今日のご欠席ですが、できるだけこの委員会で整理しておいて欲しいという注文を受けているのです。皆さまのご意見をお伺いしまして、論点をできるだけ整理したいと思います。

山村委員（委員会）

今の問題は水質だけの問題ではなく、例えば川の生態系の問題も同じです。結局、川にいろいろな影響を与えるような人工的な改変が川の周辺に行われると、全部川にしわ寄せが来るわけなのですね。そうしますと、河川区域だけ一生懸命、保全する等いろいろなことをやっても、周辺でそういう影響を及ぼす行為があると、これはもうどうにもならないわけです。

この点について、資料 2 - 2 の 7 ページの表に「6 河川整備計画推進のあり方」に「(3) 関係省庁との連携」とあります。さらに琵琶湖部会の提言のところについては、「(4) 他省庁との連携を踏まえた計画とすること」とあります。「計画の策定段階における関係機関との連携」、「事業実施における連携」ということが入っているのですね。

具体的に言いますと、例えば川の周辺に先ほど言ったようなものができる、廃棄物処理施設ができるとかごみ捨て場ができるということについては、他の省庁との関係の土地利用計画規制と非常に絡んでくるわけです。この問題については前からこの委員会でも議論されていたことです。ですから、他の計画との調整を図らない限りは、川の外から川にしわ寄せをもたらすところのものを防ぐことはできないということなので、ここに関してもっと突っ込んだ提言をすべきではないかと思っております。

川上委員（委員会・淀川部会）

先ほど倉田委員からご発言のありました川の周辺部における廃棄物等の問題ですが、私も先般、桂川の上流の方を見に行く機会がありました。同じように、道路と河川との間の土地に建設廃材等が合法的に置かれている状況をたくさん見ました。

不法投棄等に関しましては、例えば私の住んでおります三重県におきましては、廃棄物対策課の方から取り締まりのために人員が 10 名出向し、それから三重県の県警の方から取り締まりの人員 10 名を出しまして、20 名で強力な不法投棄の取り締まり及び摘発をやっているわけです。

ところが、不法投棄に対してはもちろん強力な取り締まりや摘発ができるわけですが、合法的に廃棄物が置かれているものに関しては、所有権に基づき、そして府県からの認可を得て、業としてやっている以上、取り締まりが殆どできないのですね。

従って、川を守るという観点からこのような現状を改善していくなれば、新しい法整備、或いはシステムが設けられなければ対応できないと考えます。

では、どういう対応が考えられるか。これは私も専門ではありませんので提案ということになるかもしれませんが、河川境界から、例えば 100m の範囲、或いは川の幅の 20%、30% という距離は廃棄物を置いてはいけないという安全のバリアを設けるといふような制度を設けないと、対応はできないのではないかと私は考えます。この委員会には幸いにも法律の専門家がお二人いらっしゃいますので、ご意見を承りたいところです。

山村委員（委員会）

ドイツでは廃棄物の処理に関して、禁止地域と、それから全く禁止されないいつでも置

けるという地域、それから一定の環境配慮条件を得た場合には立地できる地域というようにゾーニングが全部されております。ですから、やはりそういうゾーニングがされないといけないわけです。

但し、100mなら100mの幅全部できないということになると、これは大変なことになってしまいます。やはりそのうちで、100mの中でここは川に非常に影響を与えるから絶対駄目だという地域と、それからある場所については、それ以外の場所については、一定の環境配慮条件を満たした上で、適切な配慮が行われているものは認めるという地域といったようにゾーニングをしないと実際にはなかなかうまくいかないということだと思います。そういう外国の事例のようなことを参考にしたゾーニングというものは、やはり検討されるべきではないかと思います。

榊屋委員（委員会・淀川部会）

今のお話でちょっと私が気になりますのは、廃棄物として置いているのかどうかというのが1つ問題だと思います。資材や原材料の場合があります。その辺の廃棄物の定義等が必要です。

実は私もいろいろな人から話を聞いて、例えば古いパチンコの台がどこかに全部野積みしてありますが、全部、再生用の資材を置いているということになっているらしいです。そういうことをもうちょっとよく考えないといけないのかなという気がします。

谷田委員（委員会・淀川部会）

合法的なところもあるのですが、やはり今、川なり日本の国土に対して非常にダメージを与えている、合法に始まって極度の違法に終わるということが日本中にはあちこちあるわけですね。とすると、これは行政的欠陥ですよ。それが倉田委員のおっしゃりたかった問題だと私は思います。これは市民運動の話とは全然違うのです。行政的な欠陥なのです。

塚本委員（委員会・淀川部会）

委員会の最初の方で、これからの30年ということで、川幅を広げるということが1つの大きな問題ではないかと申し上げました。ですから、物理的には、川幅を将来広げるという意味でのゾーニングも必要なのです。もう1つは、川に対しての関わりとして、どういうゾーンを設けるかという議論があつたはずで。

この前、東京へ行きましたが、なぜ川がつけかえられて道路になったのか。高速道路ができて、町は一変しているわけです。逆に言えば、30年ほどかかれば大いにそういうことは可能であるということです。道路にかわって川がもう少し幅を広げてくるということもあるので、当然ゾーニングをして、本当に最初のきっかけとして、そういう廃棄物や川を汚すようなことはしてはいけないというような法律をつくってもおかしくないのではないかと思います。

## 嘉田委員（委員会・琵琶湖部会）

先ほどの琵琶湖・淀川水質保全機構の穂波事務局長のご説明を頂き、また今回の最終提言の中で、今までずっと気になりながらあまり明示的に申し上げなかったのですが、この河川整備計画は、淀川という、或いは日本という領域の話ではあるのですが、やはりある部分、グローバルな中での日本の責任というものも一部分どこかに入れておく必要があるのではないのかと思います。特に、これから住民との協働、或いは子供たちに対して30年後どういう未来を描くのかということを考える時に、やはり国際的に日本はどのような位置にあるのかということをお伝えざるを得ないし、伝えることによって子供たちも先が見えてくると思います。

今まであまり自信を持って申し上げられなかったのですが、この7月から8月、若い学生を4名連れてアフリカのマラウイ湖辺というところで、それこそ水道も電気もないところで1カ月暮らしました。昨年、米山委員が1週間行かれたところです。そこで日本の全く普通の若者が、水とかエネルギーとか暮らしてであるとかいうところにかなり鋭敏な反応をしてくれました。捨てたものではないというのが私の感想です。

その直後、ヨハネスブルクでのサミットへも一緒に参加をしたのです。今回のサミットも、水、衛生、食糧、エネルギーの問題が議論されていましたが、そういうところでも、水質問題や水量問題の議論が全て基本としてあるわけです。まさに今の私たちが議論している水質、BODがどうだ、NH4がどうだということを微細に議論できる人間、或いはそういう条件の中に暮らしている人は地球上の人口60億人のうち、5億人くらいしかいないのです。これは京都大学の松井三郎先生が推計を出しています。つまり、残り55億人には何か欠けているのです。その辺りのことも、補足でもよいですがちょっと書いて頂いて、これは是非次の世代に対する情報の中に入れて欲しいなと思います。

来年3月、世界水フォーラムを近畿で行うわけですし、国際的な問題と無縁の計画ではないのだということがどこかで触れて頂けると、という感じがいたします。国際交流、グローバルな流れ、今さら何でと言われるかも知れないのですが、少し気になりましたので、補足でもよいですし、或いは一言そういうところを触れて頂けるとありがたいです。

## 川上委員（委員会・淀川部会）

米山委員のご研究の範囲に入るのかもしれませんが、川という領域は、歴史的に我々の住んでおります一般的な世界と非常に違う異界と申しますが、そういう分野というところがあるように思います。

産業廃棄物の不法投棄現場とか、それから今の、道路と川との間の僅かな空間というのは、府県、例えば京都府と滋賀県にまたがっていて非常にあいまいな部分とか、それから所有権のはっきりしないところ、そういうところに産業廃棄物の不法投棄が行われるというケースが非常に多いのですね。

人間の深層心理と申しますが意識と申しますが、そういうものが、何か投棄行為と関係があるように思います。その辺がやはり行政も手を出しにくい部分、或いは滋賀県の方からも敬遠され京都府の方からも敬遠されるという、どうしようもないエリアという、そう



いう部分があるのではないかと思います。やはり、これは法的に何らかはつきりさせたいような気がするのです。何か取りとめのない話になりましたが、そう思います。

芦田委員長（委員会）

議論されている問題は、水質の流域管理といいますか、広い意味では流域の視点からの管理になると思います。今までは、河川サイドとしては川の中だけで議論していた面が多いのです。水量ももちろんそうですが、どうしても流域の視点から一貫した管理をしていくということが重要だということです。これは穂波事務局長のご提言の中にも入っていました。そういうことを十分参考にさせて頂いて、どこまでできるか法的な問題も含めて議論する必要があるとおっしゃっていました。参考にさせて頂きたいと思います。

谷田委員（委員会・淀川部会）

流域の視点で30年先をにらんだ時に、水質の問題について問題が2つあります。

1つは、ちょうどここにあります下水道と上水道の取水の配置関係なのです。例えば淀川大堰の上にはずらっと上水取水点が並んでいます。さらに神崎川も流れ込んでいるわけです。その上に延々と下水処理場が並んでいます。流域全体の視点で見れば、こんなばかなことはあり得ないわけです。この配置関係を長期的に改善しない限り、上下水の高度処理施設をどんどん設置して、水道事業者がもうかっているのか、水道事業者が機械を入れる業者がもうかっているのか知りませんが、あまり賢明な話ではないですから、何とか考えて頂きたいというのが第1点です。

それから、淀川部会でも何回も議論が出たと思いますが、水質の基準においては濃度規制が基本なのです。量規制がかかってないのです。下水処理場でも増水に乗じてふん尿に近い状態を流して臭いがするというのは、最近、私はなくなっているとばかり思っていました。現地に近い人によれば、今もなくなっていないということです。

この2点について対応していかない限り、流域の視点も何も、水質問題に関してはどうにもならないと思います。水質測定も機械が非常によくなって洪水時の測定ができるようになったのでよいのですが、やはり主体は平水だとか75%値だとかというのは、生態的観点というか、生活感覚からずれているような気がするのです。こちら辺をやはり30年先を見込んだレポートには取り込んで頂きたいと思います。

寺田委員（委員会・淀川部会）

今の谷田委員のご意見と関連するのですが、まず、水質の関係で、河川整備計画、現在の権限の範囲内で言えること、もしくは言わなくてはいけない部分というのが2つあると思いますね。

1つは水量の問題なのです。水質は水量と非常に深く関わっているわけであって、水量が豊富に確保できれば水質がかなり改善されることは間違いのないわけです。そうしますと、水量の問題は河川整備計画の重要な部分ですから、今あるワーキングでも水位操作というところも関係してきますし、この辺の部分は直ちに何らかのことがきちっと言える部分だ

と思います。

それから先ほどの報告の中でも出てきましたが、自然の水質浄化機能を引き出す河川整備の推進というのが出ていましたよね。この辺のところはもう以前から言われていることですが、これも河川整備計画の中身で言える部分です。河川の自然環境を一定十分に確保することによって水質改善が行えるということですから、この2つは少なくとも現在の国土交通省の権限でできることだと思います。この辺は、委員会が具体的に水質の部分で言える部分だと思います。

それから、現在の国土交通省の枠を超えた部分が多くあることは先ほどの議論の通りです。特に山村委員がおっしゃった、水の汚染の大きな原因というのは、例えば廃棄物の処分場の問題だとか、かつてはゴルフ場であったところ、農用地ではやはり農薬の問題とかいろいろありますが、こういうものについては根本的に立地規制をやらないといけないう以前から言われているわけです。ところが、これは国土交通省の権限外のことです。この辺は権限枠を超えて変えていかなければいけないという方向の提言としては、言わないといけないう部分だろうと思います。

それからもう1つ、谷田委員もおっしゃったことですが、汚染物質に対する現在の規制は単体ごとなのです。例えば、水道水質の基準にしましても、それから先ほど出ました水源二法によるトリハロメタンにしましても、問題になったものをちょっとピックアップして単体規制をやるという手法では追いつかないのです。因果関係が明確になるまではなかなか問題の物質が規制物質に入っていない、どうしてもおくらてくる、その間に被害が広がるという問題もあります。因果関係がよくわからないが非常に問題だというのは、もちろんたくさんあるわけです。そういうものをどういう形で今後対応すべきかという問題があります。規制というものの手法ですね。

日本弁護士連合会が、山村委員も一緒にいろいろやったのですが、もう随分と前から総合的管理手法の設定ということをやっているとずっと言っているのです。この辺のところも国土交通省の方の権限とは違うのですが、この委員会が水質というものについての今後のあり方として提言していくという視点から言えば、やはり因果関係のわからない問題へ言及しないといけないう部分ではないかと思います。

川那部委員長代理（委員会・琵琶湖部会）

穂波事務局長のお話の総論部分は、最終的な提言にも、中間とりまとめにも出てきたと思います。しかし、琵琶湖・淀川水質保全機構として、恐らく今お話になったような問題の具体的なこと、つまりどうすればよいのかということに関するご意見をきって持っていらっしゃるに違いないと思います。我々が具体的に河川整備計画に対して意見を言う時には、是非そのことを教えて頂きたいと思います。よろしくお願いいいたします。

尾藤委員（委員会）

水質のことを全然知らない者の感想になるのですが、今の琵琶湖・淀川水質保全機構のことにちょっと関連して申し上げたいと思います。

川が大変汚れて水質が悪くなっているということはある程度数値的にも把握されて、その経年の変化がどうなっているかという認識もあるのですが、何故それがいつまでも続いているのかということですね。

例えば、先ほど、廃材、或いは不法投棄の問題が出ましたが、どんどん物を捨てる生活というのが以前と比べると非常に拡大しているわけですね。そういうことを放置しておいて、幾ら不法投棄ですからと取り締まっても、どんどんものを捨てざるを得ない生活を我々が享受しているとするならば、それは結局、根本的な問題には触れずに、問題が発生しているところだけを事後にどうにかしようとしているだけに終わらないでしょうか。

水質が良くならないのは一体何が悪いのだということ具体的に示してもらいたい。例えば、今なお企業の危機意識が非常に欠如をしている、或いは教育の中で環境教育というのが全くされていないとか、それらを総合的にやられてもう少しわかりやすく出されたら、と思います。我々自身が根源的にどこかを変えない限り、水質汚濁はなくなるのだという言い方でもよいと思います。一体本当はどこが悪いのかということを書いて欲しいという気がいたしました。

嘉田委員（委員会・琵琶湖部会）

根源的なことというのは、やはり世界を見た時に見えてくるということでしょうか。それは、或いは歴史の中に隠されているということもあるかもしれません。その辺りは今まではほとんどテクニカルな議論に終始していたので議論が十分にできていません。

3つほどあると思います。まず、大量生産、大量消費ですね。そういう生活様式そのもの、近代工業化に伴うものがあると思います。それから、やはり経済中心主義という、金になる、或いは数量化可能なところまでしか私たちの意識がいつてないということだと思います。それから、3つめは、何が循環できるのかというところのボタンのかけ違いがあると思います。

例えば、水洗便所というのは、し尿を水に流すということ自身がどんなにエネルギーをかけて、どんなに処理をしても、水に流すということ自身が既に水質汚濁の出発点ではないかと私は常々言っています。多分、30年、50年という長い期間で見たら、それくらいのところまで触れないと、小手先のことでどうにもならないのではないのかと思います。

それが、先ほど、地球規模で見た時のエネルギー、食糧問題、或いは水の量と質の問題に関わる課題であると思います。そういうところまで今回のとりまとめの中で触れるのか触れないのか、それは皆さままでまたご意見頂いたらよいのですが、今の尾藤委員のご意見に対する大変個人的な意見です。

川上委員（委員会・淀川部会）

淀川部会の中間取りまとめの水質管理のところでは、河川に流入してくる総負荷量を規制しようという考え方を打ち出しております。大抵の汚れは支川もしくは中小河川から本川にもたらされます。往々にしてそれが污水处理場の排水によって汚染されているというケースがあります。

現在の制度によりますと、公共下水道も、それから農村集落排水処理事業も、それから合併浄化槽も、全部 BOD だけでいうと 20 mg ですね。小さい川にも大きな川にも同じように BOD20 mg で排水しているわけです。しかも、殆どが活性汚泥法で窒素やリンがとれない、もちろん環境ホルモン、微量有害物質はとれない、そういう状態で川に入ってきておりますので、今後は河川の規模に応じて、個別に負荷量規制をやっていくべきだということをして淀川部会では提言しようとしております。

塚本委員（委員会・淀川部会）

嘉田委員と一緒に。これはいろいろな難しい言葉でやっても、一般の人たちはどのように受け取るのだろうかという1つは思います。

今の問題ですが、この前、源流に近いところで子供たちを連れて行って遊ぼうということで、まず下見に行ったのですが、この水を飲めるかどうかという話をしたのですが、非常に難しいですね。どういう物質があってどういう値があってということよりもっと難しいのです。2、3回飲んでよいか、或いはずっと飲み続けられますかということに対してもなかなか難しいのです。ですから、むしろ飲める水なのかどうか、おいしい水なのかどうかということを追求していく方が大事ではないかなと思います。

もう1つ、山際で、川があってその横に飲み水用の蓋をした穴があるのです。でも、もし蓋があいていたらこれは飲めないかも知れません。というのは、山際から入ってくる水が少し浸透しても、それがその水道に入ってしまうと飲めないだろうというくらいに実感します。どういう水になればよいかということについては、水が飲めるかどうかということが一番大事ではないかなと思います。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

各部会の中間とりまとめの中では水質問題が取り上げられています。委員会の中間とりまとめの中にも、水質部分について触れられている部分もあるのですが、もう少し明確に書いていった方がよいのではないかと思います。今後20年、30年先の水を考えると、水質が非常に重要な問題になっていくでしょうから。

芦田委員長（委員会）

最終提言には水質の項を設けているわけですね。ワーキングで検討して頂いて、その成果をそこに入れていこうと考えています。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

是非お願いします。

芦田委員長（委員会）

ご意見を頂きまして、この辺りでこの議論はやめたいと思います。琵琶湖・淀川水質保全機構の穂波事務局長、どうもありがとうございました。非常に貴重なご提言を頂きまし

た。十分反映させて頂きたいと思います。それから、今日の意見も整理してリーダーの宗宮委員にお伝えして検討して頂くようにしたいと思います。よろしくお願いします。

それではここで 15 分くらい休憩しまして、次の治水、水位管理の方に入っていきたいと思います。

庶務（三菱総合研究所 柴崎）

それでは休憩に入ります。では、45 分に再開ということでよろしくお願いいたします。

〔休憩 15：30～15：45〕

庶務（三菱総合研究所 新田）

それでは、審議を再開いたしたいと思います。芦田委員長、よろしくお願いします。

芦田委員長（委員会）

それでは、早速再開したいと思います。

次は、主要論点に関して、2 番目に治水、3 番目に水位管理、4 番目に水需要管理と予定しているわけです。資料 3 - 2 です。これは「前回委員会以降の部会に河川管理者より提出された治水関係資料」で、各部会に既に提出されている資料です。これは時間の関係で、もし時間があればということで後に回させて頂きまして、資料 3 - 3「水位管理 WG の中間報告について」、論点をご説明頂いて、それで皆さまの意見を聞くということにしたいと思います。

梶屋委員（委員会・淀川部会）

水位管理ワーキンググループの中間報告ということで、資料は 3 - 3 です。琵琶湖の水位管理と瀬田川洗堰の水位操作に伴う下流への影響、それから淀川水系の各ダムの水位操作、淀川大堰の水位操作と、大体 4 つくらいあるのですが、時間的にも差し迫っているということのようですから、琵琶湖の水位管理のことだけ、ご説明したいと思います。

この資料は琵琶湖の水位変動を、平成 4 年に水位管理規則が決まる前と後とに分けてグラフにしたものです。結果を整理いたしますと、平成 4 年前後で変わっているということです。

これは魚類の漁獲量がこのように変わってきましたよということで、平成 4 年に水位操作の規則が変わった後、非常に漁獲量が減っているということが言えると思います。

それから、こちらは水位低下とフナ類の産卵の抑制ということで、卵と稚魚と変わっていますが、1964 年のデータと 1996 年のデータと見て頂きまして、その結果として、1996 年には卵がここにあったのが見られないということです。ところが、1964 年には稚魚がここにもあってここにもあるということです。水位操作によって生態系が変わってきているということが言えるのではないかと思います。

これは 81 年間の平均水位ということで、琵琶湖の水位計算のシミュレーションをやった

のですが、ケース1は南郷洗堰を設置する以前で水位が1m高くなっています。明治時代に南郷洗堰が設置されましたが、それ以前の状態というのは瀬田川が非常に狭いという状態でした。それから、ケース2は現河道で洗堰がない状態で、ケース3は琵琶湖総合開発以前ということで、3つで計算しますと、ケース1の場合は当然水位は高くなりますし、ケース2や3では非常に低くなるというようなことになっています。

こういう点から今後、水位管理をどのようにしていくかについてですが、水位管理を変更するにあたっては、やはり生態面、利水面、治水面、そういった面からいろいろ検討して、変更が必要ないかあるかというようなことを検討した上で変更すべき水位を決めて、それから関係個所といろいろお話をしてお話をして変えていくということになると思います。

操作規則がどのようにして決まっているかといいますと、このように操作規則の案をつくって、関係行政機関やダムの使用権者とも協議して、関係個所と協議して操作規則をこのように決めるということになるわけですが、瀬田川洗堰のようなところだと、非常にたくさんのところと協議しなければなりません。一庫ダムですと、瀬田川の洗堰に比べると少し協議するところが少ないというようなことです。こういったことを踏まえて、今後どういう水位であるべきかを検討して、水位を変えたとすれば、関係行政機関等と協議を行っていかねばならないということです。

それから、ダムの水位管理や瀬田川洗堰の操作と下流河川の水位についてですが、淀川には水位が高くなると冠水して魚が産卵するような砂州があるわけです。この表がこの河川の楠葉地区の断面です。洗堰の操作によって、水位が上がったり下がったりする。その結果として、水が冠水する時には、砂州に魚がどんどん入ってきますが、洗堰を閉めた途端、このように水位がどんどん低下し、魚は陸に残され死んでしまうというようなことです。ですから、急激な水位低下を招くような水位操作が問題となっているということです。

芦田委員長（委員会）

ありがとうございました。水位管理については、生態系に配慮した水位管理をどうするかということですが、水位の操作によって魚の生息環境が少なくなったということです。これは水位の変動と魚の生息場所の条件の変化とが重なってきているわけで、両面から考える必要があると思います。

それで、下流の問題からいいますと、産卵期にワンドやたまりに水が入らなくなったということが非常に大きな問題となっていて、そのために人工的にある程度の出水を起こさなければいけないということになります。そうすると今度は琵琶湖ではどういう影響が出てくるのか、そういう点も検討する必要があると思います。

柘屋委員（委員会・淀川部会）

今のお話は、主に瀬田川洗堰の操作の話だと思います。先ほど説明しましたように、本当はいろいろな操作パターンによってどうなるのかというデータも示せばよかったと思います。湧水の際は非常に苦しいのですが、その他の時期は洗堰の操作で淀川の楠葉の辺りが冠水できるということですから、その辺は、現状の水位管理を変えなくても、そのまま

洗堰の水位操作だけを変えれば、何とかいけるのではないかと思います。

琵琶湖の水位が変わってきたら今度はどうなるかというのは、これはまた新たに考えないといけない問題になるのではないかと思います。他に、この資料にも書いてあるように、おのおののダムについての水位の問題があると思いますが、その辺はこれからデータを集めて検討していきたいと思っております。

谷田委員（委員会・淀川部会）

私が強く印象を持ちましたのは、今年も渇水ですが、琵琶湖に対しては6月15日から夏期制限水位に入るということで、ダムと全く同じ水位規則が現在適用されているわけです。しかし、それが本当によいのかどうかというのは、ワーキングで議論されています。やはり琵琶湖は天然湖沼であって、ダムではないわけです。

幸いに水位管理に関しては、弾力的運用というやり方でいろいろテストしながら見ていく手段もありますので、6月15日に水位をマイナス20cmまで落とすのがよいのか、この6月15日をもう少し後ろにずらすやり方もあるのではないかと思います。それは利水の面でも、それから環境・生態面でも、もしかしたら効果があるのではないかという議論もさせて頂いています。まだいろいろと勉強が必要だと思っています。

芦田委員長（委員会）

下流により放流ということですか。

谷田委員（委員会・淀川部会）

いや、これは主に上流（琵琶湖）の沿岸域です。

芦田委員長（委員会）

上流ですね。ですから、下流に対する影響と上流に対する影響と相反するところがあるのではないのでしょうか。

谷田委員（委員会・淀川部会）

そうですね。しかし、琵琶湖・淀川水系にとって考えてみたら、やはり琵琶湖本体そのものの生態系、或いは魚たちを保全するのが、まず一番大きな問題だろうと思います。その次に、下流への放流はフラッシュ放流にすると、例えば、制限水位に低下する時に上乘せして放流するというやり方もあるのかも知れないのですが、まだ議論が深まってないです。

嘉田委員（委員会・琵琶湖部会）

琵琶湖部会でも議論されていることではあるのですが、先ほどの水位操作と漁獲高の減少の関係は大変間違いやすいのです。芦田委員長も言ってらっしゃいましたが、まず、湖岸堤が全て完成して、魚がヨシ帯や水田を行ったり来たりできなくなったというような物

理的な問題が大変大きいのです。琵琶湖博物館でいろいろ調べたところ、やはり魚にとっては、特に田んぼが産卵場として重要ですので、ヨシ帯や田んぼを魚が行ったり来たりできなくなったという場の変化と合わせて、水位操作について言わないと重要なところが抜けてしまうのではないのかと思います。

柘屋委員（委員会・淀川部会）

今の件は、今後の検討事項のところ、水位以外にも生態系に影響を与える項目を検討するというので、湖岸堤や外来種を検討するということにしています。

嘉田委員（委員会・琵琶湖部会）

わかりました。

芦田委員長（委員会）

他に何かありませんか。

柘屋委員（委員会・淀川部会）

例えば琵琶湖の水位ですと、いろいろなシミュレーションまでするのかということがあります。例えば、6月15日にマイナス20cmに低下するルールを少し遅らせればどうかとか、やはり8月辺りに下がり過ぎるから、その辺でもうちょっと山が来るようにしたらよいといった意見も出ています。その辺はどうなのでしょう。川那部委員長代理、いかがでしょうか。

川那部委員長代理（委員会・琵琶湖部会）

洗堰のシミュレーション結果として、どういう水位になるかという説明をされたのですが、むしろ問題はそこではなく、やはり季節変化です。嘉田委員がおっしゃったように、周りの環境との関連が全くなしでは、それは意味がないのです。季節変化の問題がやはり一番大きな話なのです。

このような操作にするとよいという視点は大変大事なことなのですが、この程度変えるとするのとどれくらいの結果ができるかという視点が大事なのです。つまり、かなりの変化をしても1%も変わらないというようなことであれば、それは、殆ど何もしてないのと等しいという場合もあるわけなのです。水位操作を変えるとすれば、どのくらいそういうものを関連させて考えたことができるかという評価を、やはりどこかでしないといけないと思います。

大変難しい問題には違いないのですが、ある程度までかなり考えられているということになるのか、殆ど結果としては変わらないということになるのかという問題は、琵琶湖の問題も、それから淀川のものも、是非そのうちに考えて頂きたいと思います。



榊屋委員 (委員会・淀川部会)

その辺で、川那部委員長代理や中村委員をはじめ、琵琶湖に関わっている方がたくさんおられるのですが、その辺の具体的なデータを提供して頂いたらよいのではないかと思います。

川那部委員長代理 (委員会・琵琶湖部会)

全く個人的な事情で、9月末まではどうにもなりませんので、10月になりましたら幾らかお手伝いをさせていただきます。申し訳ありません。

芦田委員長 (委員会)

今の水位操作の問題は、最終提言までにこうするという事は、恐らく答えは出ないと思います。河川整備計画原案ができた段階でも恐らく、まだ出ないと思います。これはトライアルで、例えばこういう操作をしたらどういう影響があるかというようなチェックをしながら、操作もやっていくということになると思います。ですからそれは、そういう方向も含めてワーキングの方では息長く考えて頂きたいと思います。

例えば人工的な出水を下流に与えたとしますと、それは治水・利水に影響のない範囲でできると思いますが、そうするとどういう効果があるかということを確認しながらやるのが大事だと思います。そういう提言を含めて息長く出して頂かないと、10月までに答えを出せというようなことは酷な話だと思うのです。

榊屋委員 (委員会・淀川部会)

おっしゃる通りだと思います。今後の検討事項も含めて、どういうふうなことをやっていけないといけないということも含めてあります。特に今のお話は、ダムに関わる話があると思います

芦田委員長 (委員会)

そうですね。水位操作だけではなくて、棲息環境と連動した話も多いと思いますので、わからないことが多いと思います。

榊屋委員 (委員会・淀川部会)

その辺もいろいろと、いろいろな方に聞いているのですが、なかなかデータが少ないような気がして、ちょっと弱っているところもあるのです。

芦田委員長 (委員会)

よろしくお願いします。

榊屋委員 (委員会・淀川部会)

はい。

芦田委員長（委員会）

それでは、続きまして水需要管理について、リーダーの今本委員から簡単に論点をご説明頂きます。

今本委員（委員会・淀川部会）

水需要管理につきましては、既に4回終わっています。水需要管理とは何かということ、或いは農業用水の実態といった勉強会的なワーキングを続けさせて頂きました。一昨日のワーキングでは、3時間ほど議論したわけですが、その議論をもとに本日の資料3-4を書きましたので、なるべく簡単に読ませて頂きます。

右肩に9月10日とありますが、これは作業部会の日付で、9月12日に変えておきたかったのですが、忘れました。最初のところは省略します。これからどのように変えたらよいかということで、番目は、これまでの水資源開発から水需要管理へということです。

「これまでの利水計画では、関係省庁および自治体等による水需要予測を積み上げ、不足量をダムや堰等の水資源開発施設の建設により開発するという方式がとられてきたが、現時点において需要予測と利用実績に乖離があるとの批判に加え、新規施設に対する建設適地の減少、環境への配慮、財政難等から、新規施設の建設が困難な状況となっている。さらに、水資源の有限性を考慮すると、際限なく開発を進めることは基本的に不可能であり、自然環境に及ぼす影響も大きいと、水需要を積極的に抑制する水需要管理に転換する必要があると考えられる」という水需要管理の考え方を提言しています。「水需要管理は、より精度の高い水需要予測を行うとともに、節水、反復利用、用途変更等により、水需要量を抑制しようとするものである」と、この辺のところも、もっと議論しなければならないのですが、これを目的にしております。

次にいいきます。「環境用水の創出」で、環境用水という言葉はそれほど一般的ではないのですが、資料を読ませて頂きます。「河川は、自然環境および生活環境を構成する重要な要素であるが、これまでは後者に比べて前者は軽視されてきたきらいがある。湯水時に維持すべき流量として取り扱われる河川維持流量についても、その設定基準があいまいであり、河川環境とりわけ生態系への配慮が十分なされているとはいえない。環境用水は河川の自然環境を維持するために必要な流量で、2種のものがある。1つは平水時に適用されるもので、流水内の生態系に配慮したものであり、他の1つは河川が本来もっている攪乱機能に着目したもので、河川敷全体の生態系と河道内の土砂移動等が関連する」ということです。

それから、こういうものを実現するために、次のページの「水需要管理協議会の設置」で、「水需要に関しては、河川管理者および利水関係者の間に、共通の問題意識を形成する場としての流域水利用協議会、湯水時の斡旋または調停を行なう湯水調整協議会等が既に設置されており、現在でも河川管理者はある程度の調整機能をもつが、より強い指導・調整力をもつ水需要管理協議会の設置が必要である」と、水需要管理協議会は関係者の他に住民代表等も参加させた公開のものとするという提言をしております。

それから、は危機管理についてで、危機管理といいましても水質汚濁、或いは水質事故、異常湧水等があります。これらに対して適切に対応するには、先ほどの水需要管理協議会が中心となって、平常時から対応策を確立しておかねばならないということです。

以上の4点に絞って提案しています。特にこの委員会で議論して頂きたいことは、現在の淀川からの取水というものがまだ余裕があるのかどうか、それが1点。それともう1点は、環境用水という概念を入れますと、先ほどの水位管理とも関係するのですが、明らかに利水を少なくします。利水に対するマイナス要因となります。そのマイナス要因を乗り越えて、環境のために水を使うというのがコンセンサスとして得られるのかどうか。この2点について特に議論して頂ければワーキングとしてもありがたいということです。よろしくをお願いします。

芦田委員長(委員会)

どうもありがとうございました。骨子としてまとめて頂き、どうもありがとうございます。只今のお話に対して、ご意見ありますか。

環境用水の創出というのは非常に大事なことです。維持用水というのが前からあったことはあったのですが、はっきりと環境用水として出すというのは、新しいことではないかと思えます。大事なことだと思います。具体的には、流量だけではなくて、これも先ほどの議論のように、場の条件等も絡みますね。

今本委員(委員会・淀川部会)

そうなのです。

芦田委員長(委員会)

高水敷に冠水する必要があるとか、たまりに水がたまるような流量が必要だということになると、その河川の状態がどうなっているかということがあります。

今本委員(委員会・淀川部会)

そうですね。特に、そういうことを明らかにする必要があります。現在、ある面では利水量が減っているということで余裕があるような感じですが、利水が増えた時の環境との兼ね合いですね。今後、河川の自然環境を維持していくために、本当に覚悟して水を環境側に回してくれるのかどうか、或いは回した方がよいと言い切れるのかどうか。これは本当に、流域委員会としての基本に関わることで、先ほどの水位管理と非常に密接な、同じようなことなのですが、きちっと議論しておくべきことではないかなと思っております。

柘屋委員(委員会・淀川部会)

今の今本委員のお話ですが、資料3-4の水位管理ワーキングの中間報告で、ダム水位と流量というところでいろいろ検討していますが、やはりダムごとによって、対策が取れ

るところとできないところがあり、運用状況に違いがあるのではないかという気がいたします。例えば、一庫ダムみたいなところでは全然余裕がないですし、青連寺ダムでしたら少しは環境用水に回せるのではないかなと思います。

あともう1つは、今の水需要管理の中で例えば節水型社会という話が出ていますが、どこまで節水できるのか、或いは、それによって環境用水の方にどこまでいけるのかとか、そういう総合的なことも、よく考えないといけないのではないかという気がしています。

川那部委員長代理（委員会・琵琶湖部会）

3つほどあります。1つは非常に単純なこととして、環境用水の創出で、この文章のままですと、平水時は変動があるのは河川敷の生態系であるかのごとくなるのですが、それは事実ではないので、「攪乱機能に着目したもの」の後に、流水内と河川敷全体として頂きたいということです。つまり、流水内の生態系に関しても、是非書いて頂きたいというのが1つです。

それから、今本委員が是非とおっしゃいましたから、その挑発に乗って言うことになるのですが、生態系というもの、或いは生態系ではなく自然というものの大事さというのは、本当に、なかなか議論するのが難しいところですね。しかし、私はやはり、生き物の歴史を考えた時には、今の時期に、つまり、まだ変更してから数十年という今、完全に致命的なことが起こらない条件だけをつくっておかないといけないと思います。人間が50年後に滅びてしまってもよろしいというのなら話は全く別なのですが、何百年か何千年か生きていくということを考えに入れるならば、自然環境というものが重要であるという認識をどれくらい持てるかということに関わっていると思います。

個々のことについては大変難しい問題がいろいろあると思いますが、一般的な自然環境というものがあ程度にまでちゃんと維持されなければ、長い時間を考えた場合の人間自身の生存にとって問題であるというのが基本的な考え方であったはずですし、私自身はそう思っております。その辺のところを、どれくらいきちとした形で皆さまが納得して下さるかということがあります。かなり長い目で見ることが可能な、或いは見なければならぬと思うという条件のもとのところは、かなり強調しておかなければいけないのではないかと思います。非常に短い時間で死んでしまってもよろしいとは大抵の人は思わないわけですから、その見通しはしておくという意味で、自然環境保全というのは、やはり大事なのではないかとというのが私の基本的な考え方です。

それからもう1つは、水需要管理や環境用水といった考え方が利水にある影響を及ぼすことは明白だと思います。実は、来年開催される世界水フォーラムの運営委員会がこの間ありました。その委員である高橋裕さんが、この委員会で日本がどういう考え方で世界水フォーラムを考えるかということは大変大事で、それに賛成か反対かということとは別に、世界の一般的な情勢がどのようになっているかということは十分に認識した上でおやりにならないと、日本はとんでもないところであるという議論になるおそれがと仰っていました。1つはやはり流域管理で、つまり川の中だけではなくて全体でやらなければならないということです。それからもう1つは、水があり余っているところでも、あり余っ

ているのであれば水を使えば使うほどよろしいという考え方は、全くもはや世界的には駄目であるということになっていることを、日本は例外だと言ってしまふのなら話は別だが、そんなことも知っていなければならぬということをおっしゃいました。

すると、運営委員長の橋本龍太郎さんが、水が余っていても当然むやみに使ってはいけないのだという議論をなさいました。その時に出てきた例は、いろいろ議論はあるのですが、北九州と福岡でした。私は事実は知らないのですが、橋本さんが強調してはっきり言ったことは、渇水の時に対策を立てて一般の人たちが節水するというだけで終わっているなら私は何にも言わないが、それ以後の豊水の時でも、いろいろな意味で節水を徹底しているとおっしゃいました。本当かどうかは知りませんよ。

つまり日本は、少なくとも北九州や福岡と同じようなところでは、節水をすることが可能であるし、実際にやってきたということは、うんと強調して言えるに違いないと思います。もしそれが強調できるなら、先ほどのような世界の問題に対して、ある程度の答えができるのではないかと仰っていました。

それに対するいろいろな議論はあり得ると思いますが、世界水フォーラムでのそういう話の中でも、やはり豊水である場合であっても、節水をするということは世界的に見ても非常に大事な問題で、先ほど嘉田委員が言われたことと似ているようなことかも知れませんが、そういうような姿というのは、やはり一方では非常に大事なことなのではないかと私も思いますし、ある意味では、世界水フォーラムでは、そういうような立場を委員会としてとってしまったわけですね。

ということである、どこまで水の使用量を落とせるかというのが大変問題で、北九州と福岡レベルで済むのか、或いはひょっとすると沖縄の島くらいまで減らさなければならぬのか、或いはもっと世界的な問題を見た場合はどうなのかという議論はありますが、そういう動きの中であるということだけは確かだと思います。私の先ほどの言い方而言えば、長い目で見ると、つまり数百年数千年というくらいのオーダーで自然を考えた時には、人間が生きるために自然環境が必要であるということをもし認めることができるならば、やはり利水を減らすという動きが、淀川水系だけではなくて、日本全体としても必要なのではないかと思います。

そういう意味では私個人は、これからの議論になるでしょうが、今本委員がおっしゃったところでいうと、ある一方の立場を絶対にとりたいと思います。皆さまはどうお考えでしょうか。

今本委員（委員会・淀川部会）

今の節水の問題ですが、実は一昨日のワーキングで福岡の方からお話を聞きたいと思っていたのですが、残念ながら日程が合わなくて実現しなかったのです。例えば福岡に比べて、大阪は倍ほどの水を使っています。そうしますと、福岡の人は本当にそんなにみじめな生活をしているのかというと、決してそうではないはずですね。そうすると、これは算定の方法にも問題があるのですが、節水の余地というのはかなりあるはずだということも、もう少しきちんととらえたいと思います。

ただ問題は、この水需要というものを考える時に、1 つは、安定供給させるために、やはり余分に持ってないといけないのか、或いは水が足りない時にもっと我々が使わないようにするのがよいのか、確かに川那部委員長代理はそうおっしゃいますが、普通の一般市民が使う水がないのに、目の前の川にはとうとうと流れているという時に、それで済むのかどうかということですね。ですから、そういう全体の盛り上がり、この委員会から発信することによって実現していこうという覚悟があるのかどうかということに尽きると思います。

嘉田委員（委員会・琵琶湖部会）

水需要について 2 点ございます。

まず、今の川那部委員長代理のお話で、私も世界基準から見たら日本は節水という方向をとらざるを得ないだろうと思います。これだけ国際的に水不足という中でですね。

例えば、福岡はたしか 1 人 1 日あたり水の消費量が 300L ですね。東京が 400L で、大阪が 500 L です。世界の大都市を見ますと、ロサンゼルスが 1,000 L です。あの砂漠の中で延々 4,000km も遠方から水を引っ張ってきて 1,000 L も使っているのです。パリが 230 L です。イギリスのロンドンも 200 L くらいです。

となると、これはかなりライフスタイルなり習慣の中での問題であって、生活水準がよい、悪いではないのです。その辺りを改めて、もう大人は遅いから、若者や子供に伝えるべきだと思います。

そういう意味では、水需要を抑制して節水型社会に持っていくというのは、日本が一国独立でやっていくのではなく、まさに京都議定書のように地球規模の環境問題に対して配慮するということを考えるならば、その原則は崩せないだろうという気がいたしますので、今の節水型社会の意見に賛成いたします。

ただ、その時に需要をどう見るかということですが、実は、今、水フォーラムでも問題になっていますが、日本はカロリーベースで食糧を 6 割輸入しているわけです。その時に、需要というのは水だけではなくて「仮想水」として輸入しているわけですね。この辺が 30 年、50 年たってどうなるのか。

それは農業用水の問題もそうです。確かに、今、農業用水は米あまりですし、農地の生産調整をしている段階ですから、それを 30 年、50 年先に見た時にどうなるのかということも含めて議論が必要かも知れません。そうすると、もしかしたらダムが必要だという議論にもなるのかも知れません。それがグローバルかつ長期的に、少なくとも議論はしておかなくてはなりません。水需要に関する議論です。

2 点目は環境用水ということなのですが、この書き方ですと、慣行水利権として農業用水は手厚く保護されてきたということで、文脈に言外に意味が込められているような気がするのです。私たちは、農業用水が慣行水利権から許可水利権に変わって、冬の水がなくなり、川から生き物がいなくなり、子供たちの姿も消えてきたということを中心に緻密に研究しております。データが必要ならお出しします。（嘉田由紀子・遊磨正秀『水辺遊びの生態学』 農山漁村文化協会 2001 年）

そういうところで、もともと農業用水と勝手に行政が名付けていますが、地域の人たちには環境用水という名前はありません。しかし、あたり前だったのです、24時間365日水が流れることが。それを集落ごとにかなり工夫をして、いかに集落の中に24時間365日水を流すかという工夫をしてきたのが昭和30年代、40年代までの地域社会と水のあり方だったのです。そこが許可水利権になって急速に変わってしまったので、できるならば環境用水よりは地域用水ということで、もう少し自然に、地域が水を自主管理していた時代を含めた形で生き物なり生活環境を考えて欲しいと思います。いわば、自然環境保全、或いは生態系保護ということだけになりますと、地域の方の合意はなかなか得られません。

ですから、生活のために水が流れるという水路が欲しいのです、そこにホテルもいて欲しいですね、子供たちも遊んで欲しいです。そういう中で、地域の人たちの合意、或いは住民の方の関心も得て頂けるわけです。今の書き方ですと、自然・生態系保護だけに見えるので、方向としては環境用水、或いは地域用水というのは大変大事だということを主張したいのです。書き方を少し考える必要があると思います。いわば、人間の側が生活環境を豊かにし、水との関わりを深め、愛着を深め、それが行く行くは水への関心をつなぎとめることにもなりますから、その辺りのふくらみを持って書いて頂けるとありがたいと思います。

今本委員（委員会・淀川部会）

できたら、その膨らみのある文章をお示し頂ければありがたいと思います。メールがありますから、瞬時に届きますので、よろしくお願いします。

嘉田委員（委員会・琵琶湖部会）

では、メールのアドレス頂きましたら、「ふくらみ」のある文章を送らせて頂きます。

谷田委員（委員会・淀川部会）

簡単に申し上げます。水需要管理協議会をかなり強制権のある組織にするというのは私も賛成なのですが、この中で危機管理としての協議会と長期的ビジョンを策定する協議会とに峻別されるべきか、1つの協議会が2つの機能を持つか、これはなかなか難しいところなのですが、そこら辺はどうお考えでしょうか。30年規模なのか、今年の問題なのか、その中間もあると思います。

今本委員（委員会・淀川部会）

それは特にどうあるべきであるとも思っていない。ただ、あまりたくさんいろいろつくよりも、1つのところで検討していくほうがよいと思います。特に危機管理になりますと、実際に危機の時に実行するのはこういうところではなく、それぞれの都道府県内の長がやることですので、こういうところで検討しておいたらどうなのかということです。特に、私がこの水需要管理協議会で意図しているのは、単に河川というのはいわゆる国土交通省が管理している部分だけではなく、農林水産省が管理している部分も非常に多い

のだということです。できれば、1 つのテーブルについて川のことについて検討して頂きたいというのが夢であり、願いであります。

塚本委員（委員会・淀川部会）

今、谷田委員が言われたことが実際に起こっているのです。わき水の復活という時に、文化というのあらわれてくるのですが、その町が起こしかけているのですが、そこに防水の貯水槽を埋めようというのが先の計画にあって、始めているのですね。そうすると、その水脈は切るのですね。ですから、地下水も含めて総合的に今後水系をどうしていくかということと、今、防災に対してやっていくということにかなり相矛盾するようなことが起こりかねないと思います。そういうことに皆さまがリアルに関心を持ち、町をどうしていかうかということに関わってくることは、恐らくこの計画ができて、むしろそこが具体的にどうその実態をつくっていくかということも内容には入ってくると思います。

それで、嘉田委員も言われましたように、私も先ほど飲める水というお話をしたのは、こういう内容で決まったことをもう 1 回翻訳して、子供たちも含めてわかるように、関心の持てるようなシステムにしていくということが次の段階でもっと必要だなと思います。今の話に少し関連させてもらったが、そういうふうに思っております。

芦田委員長（委員会）

どうもありがとうございました。これで議論を打ち切りたいと思います。たくさん議論が出ましたが、今本委員、ひとつまたよろしくお願いします。

時間がなくなりましたので治水についての議論はあまりできないのですが、1 つだけ私の方から気になっていることがあるのですが、それだけちょっと言わせて頂きたいと思えます。

治水の考え方として、壊滅的被害を防止することを優先するということでした。それは皆さまの合意でよいと思いますが、さらに浸水被害をできるだけ減らすと書いているわけですね。浸水被害を減らすという基準を決めておかないと河川整備計画ができないのではないかと思うので、その辺りを明確にする必要があります。例えば、現状くらいの規模でやるのか、戦後最大くらい、100 分の 1 とかというような程度でやるのか、少なくともその程度の規模で床上浸水をなくすようにするとか、何かそういうような目標を決めないと河川整備計画原案がつかれないのではないかと思います、いかがでしょうか。もちろん、壊滅的被害を防止するというのは、理念とか方向としては非常によいのです。

今本委員、どうですか。壊滅的被害を防止するということにおいては、一定の基準は決めないわけですね。

今本委員（委員会・淀川部会）

いや、それはそうとも言えないのではないですか。壊滅的被害を起こす洪水というのはかなり大きいはずですね。



芦田委員長(委員会)

ええ。

今本委員(委員会・淀川部会)

ですから、幾ら壊滅的被害を防止すると言っても、そう数年に1度起こるような頻度で起こってもらっては大変でしょうが、今の日本はそこまで、それよりはかなり進歩しているのではないだろうかと思います。

それと、100年に1度というような考え方でいきますと、これまでの延長線上になって、何ら変わらないと思います。

芦田委員長(委員会)

例えば、猪名川で言うと銀橋の上流、それから木津川で言うと岩倉峡の上流とかは浸水するわけですね。

今本委員(委員会・淀川部会)

はい。

芦田委員長(委員会)

壊滅的でなくてもかなり浸水するわけです。その浸水頻度はやはりある程度減らさないといけないと思います。

今本委員(委員会・淀川部会)

浸水頻度を減らすということも大事でしょうね。

芦田委員長(委員会)

ええ。浸水頻度を減らす基準を決めておかないといけませんね。その辺りをちょっと検討してもらった方がよいと思います

今本委員(委員会・淀川部会)

これは、河川にとっては非常に迷惑な話で、そういうところに人が住んでもらったというのが本当にどうしようもないことなのですが、これは今さら言ってもしょうがないわけです。私自身が河川管理者でしたら、そんなところへ住むやつは当然なのだと、水に浸かってくれよと言いたいのですが、河川管理者は自分の首が飛ぶだろうから言えないでしょう。だが、本音で言えばそうですよ。そんなところに住むから考えなければいけないのであって、かつて長い間そこは人が住んでこなかったのですよ。それをどうするかということですから、私はそこを救うために、河川の堤防を大きくするよりも、その家がやがて移転するということを考慮に入れた方がよいと思います。

芦田委員長（委員会）

河川の堤防を大きくするという意味ではなくて、一定の基準を設けて、それに対する対策を考えたらどうかということです。

今本委員（委員会・淀川部会）

それは、特に頻度の高いところはある程度考えなければならないとは思いますが。

芦田委員長（委員会）

それは、30年間でやれる程度の規模ということになります。

梶屋委員（委員会・淀川部会）

ちょっと質問ですが、今の規模というのは頻度だけでしょうか。

芦田委員長（委員会）

ええ。

梶屋委員（委員会・淀川部会）

頻度の他に、広さとか深さ、他にもいろいろあると思いますが、それはどのように考えたらよいのでしょうか。ただ規模と言っても、広範囲にというのもあります。

芦田委員長（委員会）

とにかく、現状でシミュレーションしましても、戦後最大規模くらいの洪水で浸水しているところがいっぱいあるわけですね。そういうようなところはやはり防災対策を考えないといけないのではないかと思います。堤防を高くするという意味ではなくてね。

川那部委員長代理（委員会・琵琶湖部会）

これもいささか挑発に乗って物を言うようなのですが、床下なり床上浸水を減らすということと、壊滅的被害の回避ということを横に並べて議論するというのは難しいと思います。難しいというか、無理だという気がします。

しかし、だからといって浸水は構わないということでは決していないのです。それであれば、例えばげた履き住宅にすることに対して、どれだけの費用を国なり何なりが持つことができるかというような問題としてしか議論できないことなのだと思います。

ですから、床下でも大変だというのは一方ではわかりますが、床上と床下の違いというのはかなり大きな問題だと思うので、例えばどんな場所においても5年に一遍は浸かることが絶対に出ないというようなものと壊滅的被害の回避を並べて、両方とも満足させたいというよりは、壊滅的な被害だけは絶対に駄目だということにしても、浸水被害については浸かってもよいというのでなくて、例えば1階は必ず高くするという方法であるとかというようなものを考えた時の浸水がどうであるかということです。従って、現在の高さの

ところにそのまま置いておくものにおける浸水の頻度とただただ単純に比較するとすれば、先ほど今本委員もおっしゃったように、従来のやり方と本質的にはどこが違うのかというのがあいまいになってくるような気が私はしてならないのです。

芦田委員長（委員会）

並列ではなくてもよいのですが、壊滅的被害を防止する、それから浸水被害についてもできるだけ軽減すると中間とりまとめに書いていたと思います。その「できるだけ」というような表現が非常にあいまいであると思います。

今本委員（委員会・淀川部会）

壊滅的な被害というのは大洪水を念頭に置いたものでして、もう一方のしばしば浸かるというのと水害の発生するメカニズムが全然違うのではないかと思います。要するに、しばしば浸かるというのは低いところで、降った雨が川に流れ出せずに浸かるのだということですから、それはここで考えている河川整備計画ではなく、その地域の内水処理の問題ではないかと思います。

ですから、確かによく浸かる地域があるということは、先ほど私は住んだ人が悪いと言いましたが、そういう状態に置いといてもよいとも思いませんから、やはり排水ポンプの強化等を考えればよいと思います。壊滅的被害の回避とは手法が全く違うと思います。

芦田委員長（委員会）

それにしても規模の基準が要るわけですね。床上浸水をどうするか。

今本委員（委員会・淀川部会）

それは河川の整備ではなく、その地域のことでないですか。

芦田委員長（委員会）

自治体からの意見書を見てもみると、治水対策について多くの意見を頂いているわけです。ちょっと考えなければいけない問題であると思います。

今本委員（委員会・淀川部会）

そうですね。確かに、それほど頻度の高い浸水地区を放置しておくということも問題があると思いますが、その対策と今ここで検討している河川整備のあり方という問題とは基本的に別分野のところのような気がしますから、手法を別にすることはあり得ると思いますね。

芦田委員長（委員会）

いずれにしても、無視していくわけにはいかないなと思います。

ちょっと時間をとりましたが、次に今後の進め方ですね。資料4を庶務の方から説明し

て頂けますか。

庶務（三菱総合研究所 新田）

[省略：資料4について説明]

芦田委員長（委員会）

拡大委員会を11月13日にしたいのですが、寺田委員は何かご都合が悪いことになって  
いますね。

できれば16日ではなく13日にしたいと思います。それまでは委員会というよりはむしろ  
最終提言作業部会、或いは部会、それからワーキング等をやりたいと思っております。

それで、最終提言につきましては、10月10日までにはかなりのところをまとめたいと  
思いますので、ワーキングからの意見を9月中くらいにお願いしたいと思います。10月10  
日の最終提言作業部会にそれを入れられるようにしたいと思いますので、ひとつよろしく  
お願いします。これを見ても大変厳しいスケジュールだなという感じはしますが、そうい  
うことで進めたいと思います。よろしくお願いします。

嘉田委員（委員会・琵琶湖部会）

昨日、意見聴取のワーキングをやりまして、三田村委員がリーダー、塚本委員がサブリー  
ダーということが決まりました。それで、今日三田村委員がお留守なのでかわりに言っ  
て欲しいと言われたのですが、意見聴取のワーキングを行うにあたって、現地調査なり資  
料収集で現場に行きたいという希望があります。そういうことをやってよいのかどうかを  
この委員会で決めて欲しいと思います。旅費等が支給できるのかという極めて事務的な話  
なのですが、認めて頂けるのでしょうか。

芦田委員長（委員会）

近畿地方整備局の方、それはどうでしょうか。どの程度になるかわかりません

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

委員会の方で決めて頂ければよいかと思えます。

嘉田委員（委員会・琵琶湖部会）

海外に行こうということではなくて、国内調査ということ。特に何力所か日本で、  
吉野川とか、或いは新潟県とか、随分と住民意見の反映をしている場所があるので、そこ  
へフィールド調査に行きたいという意見が出ていましたので、ここで決めて頂きたいとい  
うことです。三田村委員からの提案です。

芦田委員長（委員会）

ここで決めてよければよいのですが、金もかかることですから。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）  
委員会で決めて頂ければよいかと思えます。

芦田委員長（委員会）  
それでは、是非ひとつお願いしたいと思えます。時間もあまりありませんので大変だと思えます。

山村委員（委員会）  
目次に掲げてある項目でワーキングでも部会でも全く検討していないところがかかれていますが、例えば、河川整備計画の政策アセスメントとかですね。そういうところはどうかですか。目次には書いてあるが、全く検討はされていない部分ですね。

芦田委員長（委員会）  
それは、委員会では詳しくは検討しておりませんが、ある程度の議論はしたところなのですが、突っ込んで議論していないのです。中間とりまとめを中心にして、それを膨らませていくという格好にしたいと思っておりますが、是非山村委員を中心をお願いしたいと思います。議論を十分しておりませんので、ひとつご意見を賜って、教えて頂いたらありがたいと思えます。このようにやるべきだという案をつくって頂くと非常にありがたいと思えます。

山村委員（委員会）  
資料はたくさん持っておりますし、水需給政策等についての政策アセスメントもあちこちで講演したことがありますので、そういう資料は幾らでも持っております。

芦田委員長（委員会）  
そうですか。では、それを作業部会の方に出して頂いたら、またそこで検討したいと思います。

山村委員（委員会）  
これはどこの作業部会ですか。

芦田委員長（委員会）  
最終提言作業部会です。第1回目をこの委員会が終わった後にやりたいと思っております。それに入って頂いてもよいのですが、それもちょっと大変でしょうから、資料を出して頂いて、こういうものを入れよということであればそれを入れさせて頂きたいと思えます。よろしくお願ひします。

今本委員（委員会・淀川部会）

先ほどからこのスケジュールを聞いていますと、物すごくタイトですね。

芦田委員長（委員会）

そうです。

今本委員（委員会・淀川部会）

これをいかに消化していくかということになりますと、これはまだ各作業部会が、言ってみれば閉鎖的にその中でやっておられました、その作業部会の結果もオールメンバーに少なくともメールくらいでやりとりすることはできないでしょうか。

芦田委員長（委員会）

そうですね。そういうことが必要かもしれません。

今本委員（委員会・淀川部会）

はい。例えば、後で意見を言ってくるというのも、あまり言ってこられたら対応できませんのでね。庶務からできるだけ一方向的に少なくともワーキングや作業部会、各部会で何をしているかということ、全部送るということはできませんか。メールだけでも結構です。そうしないと、とてもとても他の人の意見を聞きながらやるということができません。これからいろいろな意見を言う場合には、こういうことを入れてくれと言うのでしたら、このように入れたらどうですかという具体的な形で提案してもらおうということをお願いしたいです。

芦田委員長（委員会）

こういう項目を入れるべきだと言うのではなくて、その原案を出して頂かないとね。

今本委員（委員会・淀川部会）

そうです。こういう項目をこのようにしたらこのように格好がよくなるのではないですかとか、ここはこう書いたらどうですかという文章化した形で出してもらわないと、これから対応する時間的余裕がないと思います。よろしくお願いします。

芦田委員長（委員会）

そうですね。それはそういう方向でやりたいと思います。

大分時間が超過しましたが、一般傍聴者の方から意見をお聞きしたいと思います

河川管理者（滋賀県 土木交通部河港課長 澤野）

質問をさせて頂きたいのですが、冒頭、委員長の方から、中間とりまとめの意見というのはこれからの中で討議して入れていきたいというように言われたわけですが、これから

どのように討議されるのか、それがどのような形で示されていくのかお聞きしたいと思います。

と申しますのは、県からも意見を出しましたし、県内市町村からもかなり意見を出しているわけです。また、委員会からの依頼による質問に対して回答し、またその中で我々の考え、それから持っている疑問等を表明させて頂いておりますが、このようなことに対してはどのように取り扱われていくのでしょうか。

この疑問というものは、我々も当然地元の方々からもいろいろ意見を聞きながらやっているわけですが、そのような疑問がある中で不安というものもやはり生じていますし、そのようなものが解消されていかない場合にはそれが不満にもつながっていくということになります。こういうことについても答えて頂いた上で、例えばこの最終提言のとりまとめ、その他につながって行って頂かないと、要するに地元、我々の意見というのをわかって頂いた上での話なのか、置き去りにされてしまうのではないかとということが1点あります。

また、県としましても、ここで表明されたような意見を踏まえた上で県としての河川整備計画というものもやっておりますが、ここで行われている議論というのが全く県の河川整備計画と関係ないということにはならないと思います。そういう意味でも、どのように取り扱われていくのかということを知りたいと思い、最後に発言させて頂きました。

芦田委員長（委員会）

それは、先ほど言いましたように、出てきた意見を全部整理しまして、中間とりまとめの項目ごとにそこに加えているわけです。そして、これを最終提言に向けて議論しながら入れていくわけです。入れる意見と、それから入れられない意見と相反する意見がたくさん出ていますので全部入れるわけにはいかないと思いますが、そういうことで議論していきたいと思います。

もちろん、この流域委員会は国土交通省に向けて提言し、国土交通省がその提言に基づいて、或いはその他の意見に基づいて河川整備計画をつくられると思います。そのために、頂いた意見を全部つけて国土交通省の方には出すつもりにしております。

ですから、この質問や意見について1つ1つ答えてくれと言われましても、それはちょっと難しいと思います。

河川管理者（滋賀県 土木交通部河港課長 澤野）

そこのところなのですが、もちろん取り入れる、取り入れられないという判断で進んでいくところはあると思いますが、やはり疑問を抱いている部分というものも何らかの形で知りたいということです。河川整備計画とこれとは別のものということはもちろん理解していますが、流域委員会のとりまとめとして世の中に出るというプロセスにおいて、様々な意見を持ったものについての考え方というのを知りたいというところはあるのでしょうか。

芦田委員長(委員会)

それは、それまでのところから出てきたものを整理しましたものを入れています。重視しているわけです。

河川管理者(滋賀県 土木交通部河港課長 澤野)

例えば、違う意見とか入ってない意見については何故そうなのかとかですね。県からの主なポイントも見て頂ければわかると思いますが、市町村からもいろいろな意見が出ていますし、こういう考えはおかしいとかいうのがあれば、それはそう言って頂ければわかるのですが、そこら辺のところが見えないまま進んでしまうと、どのようにそこら辺が整理されたのかというのがやはりわからないのではないかと考えたのです。

芦田委員長(委員会)

しかし、全部についてお答えすることは難しいと思います。

嘉田委員(委員会・琵琶湖部会)

実は意見聴取のワーキングでそのことが議論になっております。聞きっぱなしではいけないだろうという意見も出ております。「全て答えるのか」「質問だけに対して答えるのか」「だれが答えるのか」という整理をしようというのを次のワーキングでやることになっております。この委員会ではなくて、住民意見聴取のワーキングの方から何らかの見解をこの委員会に提出させて頂くことになると思います。

芦田委員長(委員会)

ですから、出ました意見は全部整理しまして、参考にさせてもらって議論した上で採用するとか採用しないとかを決めていくつもりにはしているわけですが、そのプロセスを全部示せと言われましてもちょっと困ります。

河川管理者(滋賀県 土木交通部河港課長 澤野)

物理的な話はあるかもしれませんが、あらゆるいろいろな細かい、何百何千というような話ではなくて、大きなポイントというのはそんなに多くはないと思います。でも、その大きなポイントはやはり基礎的な部分に関わる場所があるのでということで申し上げたのです。

芦田委員長(委員会)

ご心配の点がありましたらお答えする場合もあると思います。

河川管理者(滋賀県 土木交通部河港課長 澤野)

それは、また何かそういうやり方というのを考えて頂けるということでしょうか。



芦田委員長(委員会)

はい。ワーキングでそういう意見聴取の反映方法について研究するという事です。

河川管理者(滋賀県 土木交通部河港課長 澤野)

では、そのような検討をして頂いた上でまた考えたいと思います。

芦田委員長(委員会)

その他、ありませんか。

塚本委員(委員会・淀川部会)

ちょっとお知らせをさせて下さい。11月まで委員会がないので皆さまにお願いがあります。これから子供水フォーラムに向かっていろいろな具体的なことを、少なくとも治水、利水、それから環境について子供たちと一緒に現場の人たちとやっていくのですが、是非委員方、いろいろなお話、或いは協議会とかを子供たちと何かやる時にご参加願いたいと思っております。それで、是非流域委員有志ということでお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。

芦田委員長(委員会)

それでは、大分時間が超過しましたが、これで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

庶務(三菱総合研究所 新田)

それでは、これをもちまして第14回委員会を終わらせて頂きます。次回の委員会は11月13日、午後1時半からとなっております。ご参加のほど、よろしくお願いいいたします。どうもありがとうございました。

なお、引き続きまして、最終提言作業部会を行いますので、運営会議のメンバーと各ワーキングのリーダーの方は控室の方にお集まり頂くよう、よろしくお願いいいたします。

以上

### 議事録承認について

第 13 回運営会議 (2002/7/16 開催) にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

1. 議事録 (案) 完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する (確認期間 2 週間)。
2. 確認期限を過ぎた場合、庶務から連絡を行う。要望があった場合、1 週間を目処に期限を延長。発言者にその連絡を行い、確認期限を延長する。
3. 延長した確認期限を経過した場合、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えし、発言確認がとれていない委員を議事録に明記したうえで、確定とする。